

インド知財情報メール：第 2024-1 号、2024 年 3 月 18 日発行  
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、  
インドの知的財産に関する情報をお届けします。  
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

---

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

- 【1】 2003 年特許規則（2024 年改正）の公開
- 【2】 『インド特許実務ハンドブック第 2 版』 版出

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】 特許規則改正案の公開

インド特許意匠商標総局を管轄する商工省産業国内取引促進局（DPIIT）が 2024 年 3 月 15 日に「2003 年特許規則（2024 年改正）」を公開しました。  
[https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPORule/1\\_83\\_1\\_Patent\\_Amendment\\_Rule\\_2024\\_Gazette\\_Copy.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_83_1_Patent_Amendment_Rule_2024_Gazette_Copy.pdf)

以下にその内容について簡単にまとめました。不明な点がありましたら当社までお知らせください。

今回の改正の特徴

- 1) 手続きの明確化
- 2) 手続きの短縮化・負担減
- 3) 軽率な異議申立ての抑止、異議申立てに関する手続きの迅速化
- 4) その他の規則改正

1) 手続きの明確化

A) 規則 137 の改正

管理官の裁量で期限の延長ができない処理が明確にされました。

改正前<sup>1</sup>：期限の延長が明確に規定されていない処理に関して管理官の裁量により 1 か月可能でした。

効果：管理官の裁量で期限の延長ができない手続きが明確になりました。以下の手続きは管理官の裁量でその期限の延長はできません。

- i. 特許法 8 条(2)の情報を提出する期限（3 か月）の更なる延長
- ii. インド国内移行期限（優先日（出願日）から 31 か月）および国際明細書の英訳を提出する期限（優先日（出願日）から 31 か月）
- iii. インド国内移行出願に関して優先権証明書とその英訳を提出する期限（優先日から 31 か月）
- iv. 審査請求期限（優先日（出願日）から 31 か月）、拒絶理由解消期間（FER 発行日から 6 か月）、拒絶理由解消期間の 3 か月以上の延長
- v. 異議申立ての手続きにおいて出願人が意見書、証拠を提出する期限（2 か月）の更なる延長
- vi. 更新手数料の納付期限（6 か月）の更なる延長
- vii. 管理官の指示や指令を再検討する要求の延長期限（1 か月）の更なる延長
- viii. 国内実施報告の提出期限の延長（3 か月）の更なる延長

---

<sup>1</sup> 現行法、現行規則、プラクティスについての詳細はバパットの共著であります「インド特許実務ハンドブック 第 2 版」でご確認いただければ幸いです。

## B) 規則 138 の改正

庁料金を納付するだけでどの期限も最大で 6 か月間自由に延長できます。

改正前：期限の延長は管理官の裁量により 1 か月可能でした。

効果：庁料金を納付するだけでどの期限も 6 か月間自由に延長できるようになります。

なお、この延長の申請はこの 6 か月の期間の満了の前に行う必要があります。1 か月の延長にかかる庁料金は普通の企業で 50,000 インドルピー、本日の為替レートで 10 万円弱です。

## C) 規則 13 の改正

仮明細書を提出して行った仮出願からも分割出願を行うことができます。

改正前：仮出願からも分割出願ができるかは不明確でした。

効果：仮出願からも分割出願ができることが明確になりました。

## D) 規則 29A の挿入

特許法 31 条のグレースピリオド制度を用いる場合に所定の様式を用い、庁料金を納付する。

改正前：様式が用意されていませんでした。

効果：手続きが明確になりました。

## 2) 手続きの短縮化・負担減

### A) 規則 12(2)の改正

特許法 8 条(1)の情報（様式 3）を最初の拒絶理由通知の発行日から 3 か月以内に提出することになります。

改正前：新規関連外国出願を行う度にその出願日から 6 か月以内に様式 3 を提出する必要がありました。期限を徒過した場合に管理官から嘆願書の提出が要求され、庁料金及び代理人費用が発生しました。

効果：すべての新規関連外国出願の情報をまとめて最初の拒絶理由通知の発行日から 3 か月以内に提出することができますので様式 3 の提出頻度が減り、出願人の手間および費用負担が削減されます。

### B) 規則 12(3)の改正

管理官は関連外国出願にかかる特許法 8 条(2)の情報（拒絶理由通知および許可された請求項）を自ら公開データベースなどで確認すること。見つからない場合、理由を述べてこれらの情報を出願人に要求する。その場合、出願人は 2 か月以内にこの情報を提出する。この提出期限を 3 か月間延長できる。

改正前：管理官は特許法 8 条(2)の情報を出願人に要求することができ、出願人はその要求日から 6 か月以内に提出する必要がありました。提出期限を延長するための明確な規定はありませんでしたので、管理官の裁量判断でした。

効果：特許法 8 条(2)の情報を提出する手間および費用負担が削減されます。また、提出期限を延長することができます。

### C) 規則 131 の改正

国内実施報告を 3 年に一回提出

改正前：国内実施報告を毎年提出

効果：特許権者およびライセンシーの負担軽減につながります。

### D) 規則 24B の改正

審査請求期限を優先日（出願日）から 31 か月。2003 年特許規則（2024 年改正）発効前の出願は、改正前と同じで、審査請求期限は優先日（出願日）から 48 か月。

改正前：優先日（出願日）から 48 か月

効果：論理的に考えれば出願日から特許付与までの期間が短縮されます。しなしながら、FER の発行が遅れたり、ヒアリング通知の発行が遅れたりするとこの効果は期待できません。また、欧州、アメリカ、日本などの国から審査報告書が届く前にインドから FER を受ける可能性が高くなり、出願人が対応に困る場合もあるかもしれません。

#### E) 様式 27 の改正

国内実施報告の申請の様式 27 から、特許によって得た収益を記載する欄が省略されました。

改正前：様式 27 に特許によって得た収益を記載する必要がありました。

効果：特許権者の負担が低減されます。

### 3) 軽率な異議申立ての抑止、異議申立てに関する手続きの迅速化

#### A) 規則 55(3)の改正

付与前異議申立てを維持すべきではないと管理官が判断した場合に、管理官が付与前異議申立てを却下することができます。

改正前：付与前異議申立てがあった場合に、管理官は異議申立てをもれなく処理する必要がありました。

効果：軽率な付与前異議申立てによる出願人の負担が軽くなります。

#### B) 規則 55(4)の改正

付与前異議申立ての手続きにおいて出願人は意見書、証拠を 2 か月以内に提出する必要があります。

改正前：出願人は意見書、証拠を 3 か月以内に提出する必要がありました。

効果：付与前異議申立ての手続きの迅速化が期待できます。

#### C) 規則 56(4)の改正

付与後異議申立ての手続きにおいて異議部は異議部の見解を 2 か月以内に管理官に提出する必要があります。

改正前：異議部は異議部の見解を 3 か月以内に管理官に提出する必要がありました。

効果：付与後異議申立ての手続きの迅速化が期待できます。

#### D) 付与前異議申立てを行う場合の庁料金を設定。付与後異議申立ての庁料金の引き上げ。

改正前：付与前異議申立てに庁料金はありませんでした。

効果：軽率な異議申立ての抑制につながります。

### 4) その他の規則改正

#### A) 規則 53(3)の改正

4 年以上の維持年金をまとめてオンラインで納付した場合、10%の割り引きが適用されます。

改正前：割引はありませんでした。

効果：出願人の費用負担が削減されます。

#### B) 規則 70A の挿入

発明者証明書が発行できるようになりました。

改正前：発明者証明書の発行の規定はありませんでした。

効果：発明者証明書が発行できるようになりました。

#### C) 庁料金の改正

特許の取下げの費用は無料になりました。

現行規則：特許の取下げは有料でした。

効果：特許の取下げがしやすくなります。

#### D) 規則 24B, 24C の改正

拒絶理由解消期間の延長の申請は拒絶理由解消期間の満期日から 3 か月以内にできるようになりました。

改正前：拒絶理由解消期間の満期日前に延長の申請を行う必要がありました。

効果：拒絶理由解消期間を徒過しても、拒絶理由解消期間の満期日から 3 か月以内であれば、拒絶理由解消期間を延長できるようになりました。

#### 【2】『インド特許実務ハンドブック第2版』出版

当社のババット（代表取締役社長）が共著となっています『インド特許実務ハンドブック』（一般社団法人発明推進協会、2018年11月7日発売）の『第2版』が出版（一般社団法人発明推進協会、2023年6月26日発売）されました。

初版の出版後、特許規則の改正や審査基準の改訂、知的財産審判委員会の廃止等がありました。第2版は激変するインドの特許実務に対応するとともに、近年の裁判例なども網羅し、より実務に即した内容となっています。定価 3,300 円（本体 3,000 円）となっており、初版よりお求めやすくなっています。

出版社「一般社団法人発明推進協会」のホームページでご購入いただきますと送料は無料になります。近いうちにアマゾンや楽天などでも購入可能になります。

インドの特許に関する実務に役に立てば幸いです。

第2版はもちろんのこと、初版に関するご感想を頂ければ嬉しく思います。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。